

プレミアム付商品券の取扱店募集

問合せ／プレミアム付商品券事業推進室 内線3221

市及び志木市商工会では、10月の消費税の増税にあわせて、低所得者及び子育て世帯を対象として「プレミアム付商品券(以下、「商品券」)」を発行するにあたり、商品券が利用可能な店舗(取扱店)を募集します。

なお、取扱店の募集は志木市商工会で行います。詳しくは、志木商工会までお問い合わせください。

商品券の概要

購入対象／平成31年度住民税非課税世帯(※1)及び3歳児未満の子を持つ世帯の世帯主(※2)

発行総額／3億2,500万円(うちプレミアム分6,500万円) 発行冊数／65,000冊(500円券×10枚を1冊)

購入限度／平成31年度住民税非課税世帯(※1)は5冊、子育て世帯には5冊×同一世帯の子どもの数

利用可能期間／10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

- ※1 平成31年1月1日時点の志木市住民基本台帳に登録された人で、かつ、平成31年度の住民税が非課税である人(住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護受給者などを除く)
- ※2
 - ・令和元年6月1日時点の志木市住民基本台帳に登録され、かつ、平成28年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主。
 - ・令和元年7月31日時点の住民で、同年6月2日から7月31日までに生まれた子が属する世帯の世帯主。
 - ・令和元年9月30日時点の住民で、同年8月1日から9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主。

商品券で購入できない商品

- (1)不動産や金融商品、たばこ
- (2)商品券、ビール券、図書券、はがき、切手、印紙、プリカなど換金性の高いもの
- (3)国・地方公共団体への税金や各種公共料金などの支払い
- (4)事業所が事業としての利用に供するための物品・サービスの調達
- (5)風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

取扱店の資格について

- (1)志木市内に立地する店舗
- (2)暴力団・暴力団員または暴力団密接関係者でないこと
- (3)業務の内容が公序良俗に反しないこと

問合せ

取扱店の募集について／志木市商工会

〒353-0004 本町1-6-30

☎048(471)0049

FAX048(471)0057

✉info@shikishishokokai.net

制度全般について／プレミアム付商品券事業推進室

内線3221

FAX048(474)7009

✉premium@city.shiki.lg.jp

外国人申請・相談サポートをはじめます

問合せ／市民活動推進課 内線2145

外国人住民の皆さんにとって、より住みやすいまちを目指し、市役所に申請・相談をされる際、わかりやすく、円滑に対応していくため「外国人申請・相談サポート」をはじめます。お困りの人がいたら、ぜひご案内・ご活用ください。

内容／市役所での各種申請手続きや相談の通訳

対応言語／英語、中国語、ベトナム語

実施場所／市役所5階501会議室へ直接お越しください(予約不要)

実施日時／右表のとおり

言語	日	時間
英語	7月11日(木)・16日(火)・18日(木)・23日(火)、8月8日(木)	10時～12時
	7月31日(水)	14時～16時
中国語	7月11日(木)、8月8日(木)	14時～16時
	7月19日(金)・26日(金)	10時～12時
ベトナム語	7月19日(金)	14時～16時

※8月中旬以降の実施日については、広報しきなどでお知らせします。